

一般社団法人 J B N ・ 全国工務店協会  
連携団体会員  
(広域連携団体会員 ・ 地域連携団体会員)

入会条件確認書

## 連携団体会員入会確認書

JBN連携団体会員として、一般社団法人JBN・全国工務店協会（以下「JBN」という。）へ入会の申込みを行う法人又は団体（以下「申込者」という。）は、JBN会員規約第2条（入会）第5項に規定する連携団体会員入会申込書と共に、次の事項を確認し遵守することを証するため本確認書を提出する。

### 第1条（連携団体会員の種別）

連携団体会員は、当法人の定款第3条に定める目的に賛同し、協力、共存、共栄を図りJBNの事業の推進を図る法人又は団体をいい、次の種別を置く。

- イ) 地域連携団体会員： 各地域において、5都道府県以下において活動する法人又は団体をいう。
- ロ) 広域連携団体会員： 地域を問わず、6都道府県以上において活動する法人又は団体をいう。

### 第2条（入会）

申込者は、予め自らの総会等において入会の申し込みを行うことについて承認を得ることを要する。

- 2. 申込者は、活動を予定している都道府県においてすでに活動を行っているJBN連携団体から、申込者がJBNに入会申し込みを行うことについて同意を取得する。ただし、第1条ロ)の法人又は団体を除く。
- 3. 申込者は、入会申込書と共に本確認書をJBN事務局に提出する。事務局は申込を受理した旨を申込者に通知し、入会申込書と本確認書を理事会に回付し決裁を受ける。
- 4. 入会承認の決裁があり次第、申込者は速やかに会費を納入し、会費納入をもって入会となる。

### 第3条（連携団体会員の要件）

連携団体会員の構成員は10者以上であることを要件とする。ただし、JBN理事会が地域性等を勘案して承認された場合はこの限りではない。

- 2. 前項に示す構成員の数は、工務店を営む者で、定款第5条第1項に規定する正会員の要件を満たし、すでに正会員である者と申込者が連携団体会員となり次第正会員としてJBNに入会可能な者の合計数とする。
- 3. 複数の連携団体に所属する地域工務店は、主団体を定め主団体よりJBNに入会する。いずれの連携団体を主団体とするかは、構成員の自由選択とする。変更又は退会も同様とする。
- 4. 連携団体会員は、加入員がJBNに加入を希望する場合はJBNの定款及び会員規約等に則り入会の事前審査を行うものとし商流等に左右されてはならない。
- 5. 連携団体会員は、JBNへの入会を希望する工務店に対して正当な理由なく加入を拒否してはならない。
- 6. 連携団体会員は、活動地域の都道府県内及び近隣都道府県において活動する他の連携団体会員と友好関係を築き正会員のサービスに寄与する。
- 7. 連携団体会員が活動する都道府県において他の団体が連携団体を立ち上げる場合は、前項に従い協力する。

#### 第4条（活動）

連携団体会員は自主的に活動する。ただし、JBNの名称を用い活動する場合は、JBNと協議する。

#### 第5条（会員管理）

連携団体会員は、構成員がJBNへの加入を希望する場合は、JBNの加入要件を満たしていることを確認の上JBNに推薦を行う。

2. 連携団体会員は、推薦した正会員について責任を負い、JBNと連携して、推薦をした会員に対し支援、指導、育成等を行う。
3. JBNは、定款に定める目的業務を適正に実施するために必要があると認めた場合には、正会員の状況を把握するための調査を行う。連携団体はこの調査に協力しなければならない。

#### 第6条（議決）

連携団体会員は、総会等を開催し構成員に対してJBN会員としての事業報告及び決算報告を行い、承認を得なければならない。

#### 第7条（報告）

連携団体会員は、所属正会員からJBNの活動に関して質問、意見等を受けた場合は、速やかにJBNへ報告する。

2. 連携団体会員は、所属正会員が退会したときは、速やかにJBNへ書面をもって届け出る。

#### 第8条（団体代表者・事務局代表者の選任）

連携団体会員は、団体及び事務局の代表者を選任し、JBNに届け出る。事務局の代表者は、連携団体におけるJBN活動の窓口となる。

2. 団体代表者及び事務局代表者に変更があった場合は、速やかに書面をもってJBNに届け出る。

#### 第9条（支援・指導）

連携団体は、JBN正会員の工事等において問題が生じたことを知ったときは、速やかにJBNに報告し当該会員に支援や指導を行う。

#### 第10条（団体構成員の処分）

連携団体会員は、JBNの正会員である構成員が、その事業等に於いてトラブルを起こした場合は、自己の責任において指導・注意・勧告・退会・除名等の処分を行う。

#### 第11条（代議員制度）

連携団体会員は、定款第13条（代議員）第1項(1)に規定されている、連携団体会員選挙区において、第一種正会員および第二種正会員より、代議員選挙規程別表に定められた基準に従い代議員を選出する。

2. 連携団体の事務局は、JBNから代議員選挙の公示がなされた場合には、同公示に従い連携団体選挙区の選挙管理委員会として、独立してその任にあたる。
3. 前項の連携団体選挙区の選挙管理委員会委員の任にあたる正会員は、被選挙権をもたない。ただし、正会員としての選挙権は有する。

第 12 条 (退会)

連携団体会員が J B N を退会する場合は、当該団体の議決を経て速やかに J B N へ連携団体会員の退会届を提出する。なお、連携団体が J B N を退会したときは、当該団体を主団体として登録している正会員は、自動的に J B N の正会員を退会することとなる。

第 13 条 (その他)

本確認書に記載なき事項は、連携団体会員と J B N とが協議し、円滑な活動を推進する。

【 附 則 】

第 1 条

各連携団体は、地域工務店が自らの目的を持ち活動をしている団体であり、J B N は、各連携団体の J B N 活動以外の活動を制約するものではない。J B N の目的に賛同する地域工務店を構成員とする各連携団体が共に切磋琢磨されることを期待する。

上記の事項を確認し遵守いたします。

年 月 日

連携団体入会申込者  
所在地  
団体名  
代表者氏名

印

連携団体入会申込者事務局  
事務局代表者名

印

----- 以下 JBN 事務局使用欄 -----

J B N 事務局受理日	
J B N 事務局長	印